

沖縄県立芸術大学研究指導教員等選考審査規程

令和3年4月22日
沖芸大規程第77号

(趣旨)

第1条 沖縄県立芸術大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員（以下「研究指導教員等」という。）の選考については、この規程に定めるところにより行う。

(研究指導教員)

第2条 研究指導教員は、修士課程にあっては沖縄県立芸術大学教員選考基準（令和3年基準第2号。以下「選考基準」という。）第9条に、後期博士課程にあっては同第10条に掲げる資格を有する者であって、その教育研究業績等から、学位論文等の審査及び指導に必要な極めて高度の教育研究上の指導能力を有すると認められる者でなければなければならない。

(研究指導補助教員)

第3条 研究指導補助教員は、修士課程にあっては選考基準第9条に、後期博士課程にあっては同第10条に掲げる資格を有する者でなければならない。

(研究指導教員等の選考)

第4条 研究指導教員等については、研究科委員会が研究指導教員等選考審査委員会を設置し、その審査に基づき、研究科委員会において候補者を決定し、教育研究審議会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、教員を新たに採用するときは、沖縄県立芸術大学教員採用要綱第4条に規定する教員選考委員会において行うものとし、その審査に基づき、研究科委員会において候補者を決定し、学長が決定する。

(研究指導教員の人数)

第5条 研究指導教員の数は、大学院設置基準及び沖縄県立芸術大学大学院学則に基づき別表の数を定める。

2 研究指導教員は、原則として専攻の教員の半数以上とする。

附 則（令和3年4月22日学長決裁）

この要綱は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月22日学長決裁）

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

別 表

研究科	専 攻	専 修 等	研究指導教員数
造形芸術研究科	生活造形	工芸 デザイン	8～10
	環境造形	絵 画 彫 刻	6
	比較芸術学	比較芸術学	4
音楽芸術研究科	舞台芸術	琉球古典音楽 琉球舞踊組踊	3～4
	演奏芸術	声 楽 ピアノ 管弦打楽	7～8
	音 楽 学	音 楽 学 作 曲	4～5
芸術文化学研究科	芸術文化学	比較芸術学 民族音楽学 芸術表現	7～10

備考

- ・研究指導教員の3分の2以上は、原則として教授でなければならない。
- ・研究指導補助教員数は、原則として研究指導教員の半数以上を置くものとする。